

令和4年12月定例会 文教委員会の概要

日時 令和4年12月16日（金） 開会 午前10時
閉会 午後 0時 3分

場所 第8委員会室

出席委員 吉良英敏委員長
阿左美健司副委員長
内沼博史委員、新井豪委員、須賀敬史委員、中屋敷慎一委員、
江原久美子委員、鈴木正人委員、蒲生徳明委員、山本正乃委員、秋山文和委員

欠席委員 なし

説明者 高田直芳教育長、石井貴司副教育長、
古垣玲教育総務部長、石川薫県立学校部長、石井宏明市町村支援部長、
小谷野幸也教育総務部副部長、中沢政人教育政策課長、案浦久仁子総務課長、
関根章雄財務課長、阿部正浩教職員課長、南雲世匡福利課長、
田中洋安県立学校人事課長、田中邦典高校教育指導課長、
佐藤直樹魅力ある高校づくり課長、山崎高延ICT教育推進課長、
小西康雄生徒指導課長、松中直司保健体育課長、橋本晋一特別支援教育課長、
阿部仁市町村支援部参事兼小中学校人事課長、渡辺洋平義務教育指導課長、
平野雄三教職員採用課長、高津導生涯学習推進課長、松本光司文化資源課長、
塩崎豊人権教育課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第138号	令和4年度埼玉県一般会計補正予算（第5号）のうち教育局関係	原案可決
第164号	指定管理者の指定について（埼玉県立川の博物館）	原案可決
第170号	学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第171号	令和4年度埼玉県一般会計補正予算（第6号）のうち教育局関係	原案可決

2 請願

議請番号	件名	結果
第5号	2022年度 ゆきとどいた教育をすすめるための請願	不採択

所管事務調査

- 1 教職員のわいせつ行為の不祥事について
- 2 特別支援学校不足教室解消の取組について

【付託議案に対する質疑】

内沼委員

- 1 第138号議案について、原油価格や物価高騰の影響により、教育機関の光熱費及び燃料費の不足が見込まれるということだが、昨年と比べて、電気料金やガス料金はどの程度増加しているのか。
- 2 高等学校と特別支援学校合わせて約19億円の増額要求となっているが、現時点で、授業等で必要な物品などに物価高騰の具体的な影響が出ているのか。
- 3 債務負担行為を設定しているトイレ改修工事と大規模改修工事について、具体的な工事内容を伺う。また、適切な工期の設定とあるが、債務負担行為を設定しない場合と比べて、工期や時期はどのように変わるのか。
- 4 第164号議案について、指定管理者の申請があったのは、株式会社乃村工藝社1社ということである。公募に当たっては広く募集しなければいけないと思うが、積極的に周知を行ってきたのか。また、申請が少ない理由を伺う。
- 5 川の博物館について、コロナ禍で利用者が減ったと思うが、乃村工藝社からは利用者を増やすための新しい取組の提案があったのか。
- 6 乃村工藝社が提案する指定管理業務に係る県の委託料が、令和4年度当初予算より年2,200万円以上増加している理由を伺う。
- 7 第171号議案について、県立特別支援学校の送迎用バスに装備する安全装置は具体的にどのようなものか。
- 8 静岡県や福岡県、本県の特別支援学校においても、降車時の確認漏れ事案が発生したが、この安全装置を装備することで、このような事故を本当に防ぐことができるのか。
- 9 登園管理システム支援やICTを活用した子供の見守り支援については、それぞれ市町村の負担が一部に発生することから、市町村が判断し申請することによって整備することになると思われる。負担が発生するため、申請をためらう市町村も出てくると思うが、市町村が適切な判断ができるよう、県からの情報共有や情報提供はどのように行っていくのか。

財務課長

- 1 電気料金は約3倍、ガス料金は約1.5倍を見込んでいる。
- 2 12月までは既定予算の流用や全庁的な共通費、予備費により対応しており、教育活動への影響は出ていない。
- 3 トイレの改修は、和式の便器を洋式の便器に取り替える工事と、トイレの床について、タイル張りで排水口のある床から、乾式化という長尺シートの床に取り替える工事を行う。大規模改修については、老朽化した校舎の屋上防水、外壁改修及び設備改修などを行う。トイレ改修については、従来は予算の議決後、4月から入札事務を行い、5月下旬頃に契約を締結して、6月下旬から翌年3月末にかけて工事を実施していた。債務負担行為を設定した場合、前年度の1月から入札事務を行い、2月下旬には契約を締結して、3月末から工事が可能となり、翌年2月中旬に工事が完了となるため、工事完了が1か月程度早まると見込んでいる。大規模改修についても、従来は5月上旬から入札事務を行い、6月上旬頃に契約を締結して、7月上旬頃から夏休みを活用し10月下旬に工事を実施していた。債務負担行為を設定した場合、前年度の2月上旬から入札事務を行い、3月中旬に契約を締結して、6月上旬頃に工事を開始し9月末の完了を見込んでいる。

文化資源課長

- 4 前回は2団体からの応募があったが、今回は1団体だった。指定管理の実績がある企業や団体などに、今年度指定管理者の公募を行うことや、施設に関する情報、指定管理者選定スケジュールなどの情報提供を行った。この情報提供は、前回の選定時は6社に行ったが、今回は12社に拡大した。また、今回新たに、指定管理業務を行う企業・団体が加入している「一般社団法人指定管理者協会」を經由し、協会の会員向けにも情報提供した。申請団体が少ない理由について、情報提供した企業や団体、現地説明会に参加した企業や団体に聞き取ったところ、「川の博物館の場合、屋外も含めた施設の管理、来館者への対応、展示・教育普及業務など、指定業務が多岐にわたり、専門性も必要となることから、体制を作るのが困難である」という声や、「屋外も含め、施設の規模が大きく、適切に管理することが難しい」という声があった。
- 5 乃村工芸社からは、ふだんは見えない視点や角度から、特色のある施設を映像にするという提案があった。例えば、平成29年度から令和元年度にかけて実施した、大水車の改修について、修復過程の定点映像を制作するなど、川の博物館の魅力を発信するというものである。また、利用者がファミリー層中心であり、利用者層を拡大するため、大人向けの展示企画や体験講座の提案があった。
- 6 委託料の増加の理由は、第1に人件費である。近年の賃金水準の動向は、一時、新型コロナウイルス感染症による下落も見られたが、上昇傾向にある。提案書では、このような情勢を踏まえて、今後も賃金水準の上昇が続くと見込んで人件費を計上している。第2には、大水車の修繕費である。屋外に設置している大水車は、4年に1回、定期的に撥水塗装や傾きの調整などのメンテナンス、修繕を行う必要がある。現在の指定期間では、平成29年度から令和元年度の改修に伴う無償の補修期間として、この費用がかからなかったが、次期指定期間では、令和5年度と令和9年度の2回にわたり計上されている。第3に、光熱水費である。現下の光熱水費や燃料費の高騰が、指定期間が満了するまで今後も続くと見込み、光熱水費が計上されている。

特別支援教育課長

- 7 エンジンを止めるとブザーが鳴り、後部座席に設置するスイッチを押さないとブザーが鳴り続けるといったものなど、バス車内の幼児児童生徒の所在の見落としを防止するための装置である。具体的には、12月中を目途に国土交通省において策定される「安全装置の仕様に関するガイドライン」に適合するものを装備する。
- 8 安全装置はあくまでヒューマンエラーの防止を補完するためのもので、事故防止に当たっては、県、学校及びバス事業者が一体となり、スクールバス運行における安全管理を徹底していく必要があると考える。また、10月末に特別支援学校に配布した県統一の安全管理マニュアルでは、例えば、登校時における確認フローにおいて、バス車内からの児童生徒等の降車確認や、降車後の児童生徒等の出席確認の徹底を指示しており、今回の安全装置の装備との両輪により、置き去り事故が二度と起きないようにしっかりと取り組んでいく。

義務教育指導課長

- 9 二つの事業については、2割の市町村負担がある。事業の概要について、国からの補正予算案の通知を受け、直ちに11月に市町村教育委員会に内容の周知を行った。現時点で、国から補助要綱等はまだ示されていないが、国からの情報が入手でき次第、また、県が積極的に国に問合せをしながら、市町村が適切な判断ができるよう、丁寧に情報共有を行っていく。

内沼委員

- 1 債務負担行為の設定について、工期が短くなるということだが、工期の短縮以外に、ゼロ債務負担行為の設定効果はあるのか。

- 2 バスに安全装置を付けたからといって、安心しないよう、各園を含め各特別支援学校において、人の目でもしっかりと確認することを徹底すべきと考えるが、どうか。

財務課長

- 1 工期の終了は早くなるが、準備が早くからできるので、工期自体を長く確保できる。また、それにより、建設業で働く方の長時間労働の是正や適切な休日の確保といった効果がある。また、資材や人材を早期に確保できるため、それらの確保ができなかったことが原因で工事が遅延するというケースが少なくなると考える。4月から6月の工事が少ない期間に工事を行うことになり、工事が平準化されることで、工事が立て込んで受注者の手が拵がらないということを避けられるという発注者側のメリットもあるのではないかと考える。

特別支援教育課長

- 2 スクールバスの運転手、添乗員によるダブルチェック、また、学校を含めたトリプルチェックにより、決して装置だけに頼ることがないように、安全管理の徹底にしっかりと取り組んでいく。

秋山委員

- 1 昨年度と比較し電気代が3倍、ガス代が1.5倍とのことだが、補正額を算定した数値的な根拠はあるのか。
- 2 債務負担行為を設定しているトイレ改修について、令和5年度終了時で必要な改修の何%になるのか。
- 3 指定管理者の審査結果について、1,025点満点の68%だったとのことである。学校の成績で言えば良で、優秀というわけにいかないと思う。応札したのが1社ということもあるので、これでよしとするのか、この判断について伺う。また、以前はもう少し応札があったようだが、乃村工芸社を候補者とした経緯について伺う。
- 4 第170号議案について、0.1月の勤勉手当の改定、若年層中心の給料表の改定となっている。この引上げの対象となる職員数、引上げ金額の平均、最大・最少の金額及び総額について伺う。また、再任用職員、臨時的任用職員、短時間職員は、それぞれ引上げの対象となっているのか。
- 5 第171号議案について、送迎用バスへの安全装置の導入経費補助、登園管理システム支援、ICTを活用した子供の見守り支援を行うとのことだが、それぞれの予算額及び事業対象数を伺う。
- 6 内沼委員の質疑にもあったとおり、機械だけに頼ることなく、あくまでもヒューマンエラーを補完する機械の導入と考える必要がある。特に特別支援学校の送迎用バスにおいて、様々な障害のある児童生徒の安全を確保することは容易ではないと、業者から聞いている。今定例会の一般質問でも提案したが、添乗員は最低でも2人乗車することがベストではないか。大阪府などでは添乗員を2人にしているが、どのように考えているのか。

財務課長

- 1 電気については、財務課で一括して契約をしているため、前年の使用量に3を掛けて必要額を見込んでいる。ガスについては、各所属で契約をしているため、今年度中の最大の単価を所属ごとに計算し、これに前年の使用量を掛けて必要額を見込んでいる。
- 2 債務負担行為が設定された場合、令和5年度には普通教室棟のトイレ洋式化率は100%となる見込みである。

文化資源課長

- 3 全庁的な指定管理者制度に関するガイドラインでは、指定管理者候補者としての最低基準点は全体の6割以上とされている。乃村工藝社の審査結果は、全体に対する得点に占める割合が68%で最低基準を上回っており、期待する水準に達している。前は2社からの応募で乃村工藝社が選ばれており、その時の乃村工藝社の得点の割合は69.6%で、今回若干下がっている。

教職員課長

- 4 改正の対象となる職員数は、約39,000人である。引上げ金額の平均は58,000円程度、最小で約33,000円、最大では約82,000円、影響額は約23億円と見込んでいる。再任用職員及び臨時的任用職員についても、人事委員会勧告の対象となるので引上げの対象となる。会計年度任用職員についても、一般職の常勤職員と同様、月例給が若手中心という改定ではあるが、そこに該当する方については改定がある。

特別支援教育課長

- 5 送迎バスへの安全装置の導入経費に係る予算額は6,208万円で、対象は、公立幼稚園10園19台、小・中学校等19校34台、特別支援学校37校307台の計66施設360台である。登園管理システム支援に係る予算額は2,184万円で、対象は、公立幼稚園39園16市町である。ICTを活用した子供の見守り支援に係る予算額は624万円で、対象は、登園管理システム支援と同様、公立幼稚園39園16市町である。3事業の補正予算額は、計9,016万円となっている。
- 6 近県においては、神奈川県がバスの型式にかかわらず、東京都では大型バスに添乗員を2人配置している。一方で、千葉県や栃木県など、本県と同様に原則1人配置としている県もある。児童生徒の障害の状況により特に配慮が必要な場合など、各学校の要望や実態を丁寧に聞き取り、他県の状況も参考にしながら、引き続き、児童生徒の安全確保に努めていく。

秋山委員

- 1 会計年度任用職員について、給料表の改定が若年層中心なので、高齢の方は対象にならず、実際に上がらない方がいると理解してよいか。
- 2 勤勉手当0.1月分の引上げ改定の対象に、再任用職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員はそれぞれ含まれているのか。

教職員課長

- 1 御指摘のとおり、改定になる方とならない方がいる。
- 2 会計年度任用職員は期末手当のみが法律で支給対象となっており、勤勉手当はそもそも支給されていないので、改定の対象になっていない。一方、再任用職員、臨時的任用職員については期末勤勉手当が支給されているので、改定の対象になる。

秋山委員

元々勤勉手当が支給されていない会計年度任用職員について、期末手当を引き上げるという選択をすれば会計年度任用職員を含めて引上げの対象となるという仕組みで、勤勉手当を選択すると対象とならない方が出るということか。

教職員課長

今回の給与改定については、人事委員会の勧告に基づいて改定を行っている。今年度の人事委員会の勧告については、給料については若年層を中心に、手当については勤勉手当

の改定を行うという勧告であった。勧告を受け改定しているので、このような結果になっている。

中屋敷委員

- 1 第138号議案について、事務局経費の「教育機関の光熱費及び燃料費」とあるが、教育機関とは何を指しているのか。
- 2 光熱費と燃料費は重なる部分があり、例えば、暖房などの燃料代などにもガスが利用されることも想定されると思うが、教育局ではどのように切り分けて積算しているのか。

財務課長

- 1 教育機関とは、例えば、総合教育センター、図書館、美術館、博物館などである。
- 2 大きな区分けとして、予算の節の需用費の中に光熱水費と燃料費という細節がある。当初予算の段階で、前年度の実績を見て光熱水費と燃料費を見込んでいる。ただ、細節なので、需用費の中である程度柔軟に対応できるため、執行の段階では、重なる部分が出てくる場合もある。

中屋敷委員

重なる部分について、学校ごとに柔軟に判断することを認めているのか。

財務課長

それぞれの所属へ需用費として配当しているので、その中であれば重なる部分については柔軟に執行できる。需用費を超える場合は、財務課へ相談していただき、対応を考えることになる。

須賀委員

指定管理者の審査結果について、総合得点は68%で昨年度より若干下がっているとのことだが、この中で「効果的・効率的な管理」という審査項目は、175点中115点で65%である。指定後も、こういった低い点数だった項目は、プランを改善するよう指導していくのか。

文化資源課長

指定管理者に選定後、今年度末までに指定管理者と協議を行い、協定書を作成することとなっている。まずはそのプロセスの中でしっかり取り組むよう伝えたい。また、指定管理されてからの5年間においても、年4回のモニタリングを行うなど、協定書の内容がしっかりと実際に取り組まれているかどうかを把握して、必要な指導を行っていく。

江原委員

審査結果について、一つの審査項目が低くても、合計点が6割以上であればよいということか。

文化資源課長

一つ又は複数の項目が6割に満たない場合でも、全体で6割に達していれば基準は満たすということになる。

江原委員

審査基準及び審査項目の中に「安定した経営基盤」という項目があり、最終的な選定理由の中でも「安定した経営基盤を有している」とされている。この項目の点数が6割ぎりぎりであるが、何をもって「安定した経営基盤を有している」と判断したのか。

文化資源課長

乃村工藝社からは、事業計画書の提出に当たり、財務関係の各諸表についても提出していただき、それを基に判断している。今回の選定委員会5名の有識者の中に、公認会計士の方に入っただき、専門的な観点から見ていただいた。点数については、6割というのはおおむね5段階評価の3であるため、普通という捉え方であるので、そのような意味では、安定的な経営基盤を有しているものと考えている。

江原委員

選定委員会に公認会計士の方がいて、専門的な判断をされたとのことだが、一般的に分かるような説明を伺う。

文化資源課長

乃村工藝社からは、予算書類として直近1年分の事業計画書のほか、資金収支計算書などの財務諸表を出していただいている。また、決算書類としても、事業報告書、財産目録、資金収支計算書を出していただいている。例えば、自己資本比率は、乃村工藝社の場合、61.6%となっている。この数字は、基本的には企業経営の安定性を表しており、財務状況が良好であると言えるとの説明があった。

【付託議案に対する討論】

なし

【請願に係る意見】

山本委員

議請第5号について、趣旨採択での採択を求める動議を提出する。

理由は、以下の3点である。1点目は、請願内容にある、ゆきとどいた教育を進めるための教育予算増額、すべての小・中・高での35人以下学級の早期実現、教職員の増員については、我が会派でも非常に重要なことだと考えている。しかし、県ではそれぞれに取り組をし、国への働き掛けも行っている。2点目は、教育費の保護者負担軽減のための教材費・給食費の無償化に対する市町村補助、県独自の就学援助制度と給付型奨学金の拡充、高校生の1人1台端末の整備などについて、様々な観点から、直ちに賛成しかねる内容である。3点目は、特別支援学校の教室不足の解消のための学校建設については、我が会派でも大変重要なことだと考えている。しかし、昨年度、戸田かけはし高等特別支援学校及び越谷西特別支援学校松伏分校が開校し、今年度は上尾特別支援学校上尾南分校など3校の整備、大宮北特別支援学校の増築など必要な対策を講じている。さらに、令和5年度開校に向けて、岩槻はるかぜ特別支援学校の整備のほか、狭山清陵高校内などに設置する分校3校の整備、川越特別支援学校及び三郷特別支援学校における校舎の増築を進めている。令和6年度以降も計画があり、特別支援学校過密化対策は取り組んでいただいている。

以上の観点から、議請第5号については、趣旨採択を主張する。

新井委員

議請第5号「2022年度 ゆきとどいた教育をすすめるための請願」に対し、不採択を求める立場から発言する。

教育予算の確保、教職員の増員、就学援助制度等の実施、高校生の1人1台端末の整備、特別支援学校の整備や増築など、ゆきとどいた教育を進めるため、執行部において必要な取組を推進するとともに、国への働き掛けも行っており、適切な対応が既に実施されていることが認められる。また、教材費や給食費などの「学校納付金の無償化」については、現在、各地域、各学校の実情に応じて、その取扱いにはそれぞれ差がある中で、これを一律に無償化とすることは、財源の確保だけでなく、公平性、柔軟性の観点から慎重な判断が必要であることから賛成できない。

以上の理由から、議請第5号については、不採択とすることが適当であると考えます。

なお、生活困窮世帯の子供たちへの教育や特別支援学校の過密対策など、それぞれ重要な教育課題であると考えられるため、執行部においては、引き続き必要な措置を講ずるよう申し添える。

鈴木委員

請願第5号について、不採択の立場から発言する。

教育予算を増額する必要性は一定程度理解できるものの、限られた予算の中で、請願事項に挙げられた施策に全て対応していくことは困難であると考えます。少人数学級については、先進的に25人学級を導入した志木市も、既に平成30年度をもってやめている。必ずしも優れた制度と言い切れず、課題もあり、県が前倒ししてまで実施するのではなく、国の動向を踏まえてぎりぎりまで検証する必要があると考えます。また、奨学金や端末の整備、特別支援学校の建設等、まだまだ十分とは言えないものの、限られた予算の中で既に取り組みされていることから、本請願については、不採択と主張します。

秋山委員

議請第5号「2022年度 ゆきとどいた教育をすすめるための請願」について、紹介議員の一人として、採択をお願いしたく意見を申し上げます。

請願者は「ゆきとどいた教育をすすめる教育埼玉署名実行委員会」で、毎年、次年度の予算編成を前にして、12月定例会にたくさんの賛同署名を添えて請願をしている。

請願趣旨は5点ある。1点目、教育予算の増額、2点目、35人以下学級の小・中・高での早期実現、3点目、勤務時間外での業務が終了できるための教職員の増員、4点目、教育費保護者負担軽減のための教材費・給食費の無償化のための市町村への補助、県独自の就学援助制度、給付型奨学金制度の拡充及び高校生の1人1台端末の公費負担、5点目、特別支援学校不足解消のための学校建設促進などである。この背景には、過去最多の児童生徒の不登校やいじめの増大がある。今こそ教職員が一人一人の子供に寄り添い、学習支援や生活指導ができる少人数学級が求められる。また、コロナ禍での所得の減少、物価高騰で家計が苦しいことによる保護者負担の軽減、給食費の無償化や給付型奨学金、端末の無償化が求められる。さらに、特別支援学校で学ぶ児童生徒数の増加に学校建設が追い付いていないことなどがある。いずれも早期に、誠実に解決していくことが求められており、各委員の御賛同をお願いして意見とする。

【所管事務に関する質問（教職員のわいせつ行為の不祥事について）】

阿左美副委員長

教職員の不祥事については、これまで、本委員会において所管事務調査や行政課題報告

で取り上げており、また、本年9月定例会の本委員会での教育長の冒頭挨拶においても発言いただくなど、様々な機会に触れられている。議会としても、令和2年2月定例会において、「教職員のわいせつ行為等の不祥事の根絶を求める決議」を行っている。しかし、つい最近も、わいせつ行為に関する処分が報告されたところである。

わいせつ事案については、被害者側の意向を尊重しての結果だと思うが、警察に届出がされていないケースもある。顕在化しづらい部分もあり、わいせつ行為から子供たちを守る対応ができているのか、甚だ疑問である。学校は、ある種の閉鎖された環境下であり、外部の目が届かないところもあるので、ケースにもよるとは思うが、警察との情報管理の連携等も重要になると考える。学校と各教育委員会との情報管理の連携も重要である。

また、再犯についても問題である。2013年に、本県で罰金刑を受けた教諭が、2018年に愛知県で採用され、再犯し実刑を受けたというケースもある。採用時において、履歴書の懲戒処分歴については自己申告に頼る部分も多く、対応が難しいと考えるが、外部テストや適性診断、性格診断などのテスト等を活用することも、ある程度必要かと感じている。そこで、5点ほど質問させていただく。

- 1 県は、教職員のわいせつ行為の不祥事に関する事件の発覚後、被害者の子供たちに対して適切な対応やケアができているのか。事件の内容など、プライバシーに関することは公表できないと考えるが、うわさなどで広まってしまうことも考えられ、そのような場合も含めて、対応を伺う。
- 2 SNSなどが犯行の手段として利用されているが、教職員と児童生徒の間でのSNSの利用について、どのような対策を講じているのか。個別のLINEは禁止されていると考えるが、児童生徒とのやり取りを担当教師1人だけではなく、複数の教職員で対応するなどの対応はしているのか。
- 3 学校内で再発防止策を講じていると思うが、それに対して県教育委員会はどのように関わっているのか。また、あってはならないことだが、学校内では隠したいという意識が少なからず働くことが想像できる。そのような意識を取り払うために、県教育委員会ではどのようなことを行っているのか。
- 4 再犯防止の観点から、県外の自治体との加害者の情報のやり取りは、どのように実施しているのか。
- 5 教職という高い倫理観が求められる仕事に対して、令和2年2月定例会で、「不適格者を見極める対策を早急にとらなければならない」と決議している。また、令和3年2月定例会でも、「わいせつ行為により教員免許が失効等した者の採用に関する制度の厳格化を求める意見書」を提出している。この決議、意見書が出された後、採用時にどのような対策を講じてきたのか。

県立学校人事課長

- 1 わいせつ事件が起きた際は、児童生徒を守ることを最優先に対応するよう、発覚直後から、事実確認、加害教職員への対応、被害生徒への対応の仕方について指示し、支援している。特に、被害生徒への対応には十分な配慮が必要であり、加害教職員の出勤を停止し、被害生徒から離し、スクールカウンセラーによる心のケアなど、児童生徒に寄り添った対応を行うよう指示している。また、医療や心理・福祉、法律等に関する外部の専門的な知識を有する者の協力を得るなど、個々の状況に応じた必要な支援を継続的に行うことができるよう、指導、助言をしている。被害者のプライバシー保護の観点から、児童生徒や保護者の意向に寄り添った対応をしている。当該学校の教職員には、守秘義務の徹底や、外部からの問合せ窓口を管理職に一本化するよう指導している。
- 2 わいせつ行為等に至るきっかけとしてSNSの利用が多くあることは、御質問のとおり

りである。個人所有の端末を使つての電話や電子メール、SNSによる児童生徒との私的な連絡は絶対に行わないことを通知等で周知徹底している。複数の教職員による対応について、県が用意したGoogle Classroomでは、教員と生徒とのやり取りの状況を管理職が閲覧することが可能となっており、その利用を進めていく。

- 3 再発防止の対応として、わいせつ行為に関する事例を基にした内容の研修を行うよう通知し、直接教職員へ働き掛けるよう指導している。具体的には、部屋で二人きりにならない、校外で私的に会わない、車に乗せないなどである。不祥事が起きてしまった学校には県教育委員会の担当者が事後訪問を行い、再発防止や取組の改善について、学校を指導している。また、管理職に対しては、臨時の校長会を開催し、専門家による講義や意見交換等により再発防止を徹底していく。また、学校の隠蔽について、管理職のリーダーシップの下、教職員と管理職及び教職員間の良好なコミュニケーションづくりを図り、円滑な情報共有体制を整えるなど、風通しの良い職場づくりを行うよう指導している。あわせて、今年10月に「リスク管理に係る速やかな報告の徹底」を促す通知文を全県立学校に発出し、事案の大小にかかわらず、スピード感を持った速やかな報告を徹底させるとともに、悪い情報こそ速やかに報告するよう指示し、隠蔽意識の払拭を図っている。

小中学校人事課長

- 1 小中学校において、自校の児童生徒が被害にあった事案については、特に必要最小限の者が情報共有をするという形で児童生徒のプライバシーに配慮するよう市町村教育委員会に指示している。県としても、保護者の意向等も踏まえ、プライバシーに配慮して報道発表等の対応をしている。対応については、加害教職員の出勤を停止し、児童生徒から離すことや、スクールカウンセラーを配置し、心のケアに努めた対応を行うことにより、被害児童生徒はもとより、そのほかの児童生徒が安心して学校生活を送っていけるよう、今後もこれまでの事例を踏まえて、市町村教育委員会に対し具体的な指導・助言を行っていく。
- 2 電話や電子メール、無料通信アプリケーション等の通信手段を使つての児童生徒との私的なやり取りは、絶対に行わないよう指導している。また、学校から児童生徒へ連絡する場合は、全て保護者を通して行う体制となっており、教職員だけではなく、保護者や児童生徒に対して改めて周知・徹底していく。複数体制での対応については、県立学校での取組状況を踏まえ、活用の仕組みや在り方について、今後、市町村教育委員会に情報提供していきたい。

教職員採用課長

- 4 免職になった教員が、また別の場所で教員になる傾向があるということについて、明確に統計があるわけではないが、一般論として承知している。そのため、文部科学省では、懲戒免職処分などにより教員免許が失効、取上げとなった者を検索できる官報情報検索ツールを作成している。令和3年2月に、検索可能期間を過去3年間から40年間まで拡大し、全国に提供されている。全国の都道府県や政令市等の教育委員会、私立学校の雇用者は、このツールを活用し、不適格教員が再び教壇に立つことのないようにしている。なお、令和3年には、この官報情報検索ツールの活用により過去の懲戒処分歴が判明し、本県での採用を直前に防ぐことができた。正にこの検索ツールが40年間に拡大されたメリットと考えている。
- 5 教員採用選考試験では、志願書に賞罰欄を設け、賞罰の有無、有りの場合にはその具体的な内容を記載させており、その記述が真実である旨を自筆署名させるようにしてい

る。また、重大な虚偽の記載があることが明らかになった場合には、採用候補者名簿に登載しないこととしている。さらに、官報情報検索ツールを活用するとともに、教員歴のある者が教員採用選考試験を特別選考で受験する場合には、出願時に現任校又は最終所属校の校長の原本証明を付した履歴書の提出を求め、懲戒処分歴や不自然な経歴がないかを確認している。

阿左美副委員長

- 1 今の答弁は学校側の対応だと思うが、子供たちが声を上げられる窓口はあるのか。
- 2 不祥事を起こしたことは本人に責任があると思うが、その責任を管理職だけに押し付けることがないよう、組織全体で受け止めるという考えはあるのか。

県立学校人事課長

- 1 県教育委員会では、教職員による体罰・性暴力等通報相談窓口を設け、生徒からの相談を受けている。チラシ等を生徒や保護者に配布し、校内で自校の教員に相談しにくい場合でも、メール等を活用して匿名で気兼ねなく相談できる体制を整えている。

総務課長

- 2 個人に責任を負わせないためには、組織としてしっかりと予防などに取り組む必要があると考えている。そのため、教育長メッセージを作成し、ビデオ等で発信するなど様々な取組を実施してきた。また、臨時教育長会議などの開催や、各市町村教育委員会などへ通知を发出するなど、二度とこのようなことを起こさないようメッセージを発信してきた。教員一人一人に対しても、初任者研修や5年次研修などにおいて伝えている。そのほか、教員一人一人が自らの職に誇りを持つことによって、不祥事を起こすことをとどまらせる取組のほか、「不祥事防止研修プログラム」を作成し、セクハラ、パワハラ、わいせつ行為など、それぞれの不祥事の事例を具体的に紹介するとともに、それを自身の日常に当てはめて自身に問い掛けさせる取組に努めている。残念ながら不祥事は減らないが、このような努力を絶え間なく続けていくことが大切だと考えている。

中屋敷委員

る説明してもらったが、次にこのようなことが起こらないようにという対処法を積み上げているにすぎない。それは理解できるが、その前の段階をどうするかが重要だと思う。前教育長はコメントを出しており、どれくらい効果があったのかは分からないが、県教育委員会として、不祥事は許さないのだという姿勢を世間に向けて示す必要があるのではないか。

教育長

不祥事がなかなか根絶できないことについては強く責任を感じている。さきの9月定例会の本委員会でも、冒頭、私からお話させていただいたところである。前任の小松教育長から2回にわたり、強いメッセージを教職員に向けて発信している。私も、不祥事根絶に向けた前教育長の強い決意を引き継ぎ、不祥事根絶に取り組んできた。令和2年2月定例会で議決された「教職員のわいせつ行為等の不祥事の根絶を求める決議」を重く受け止め、私からも、教職員に向けて令和2年5月に、教育長メッセージを発信した。私は、まず何よりも、教職員が担っている「子供たちの未来を育てる」という崇高な使命をしっかりと自覚すること、尊い仕事をしていると自覚することが大事であると考えている。さらに、不祥事防止研修などをたびたび行っているが、どうしても他人事として聞いている場合があ

るので、決して他人事ではないと改めて自覚させること、この2点が極めて重要であると考え、取組を進めてきた。しかし、こうした取組にもかかわらず、学校職員に対し懲戒処分を行った件数が、私が教育長に就任した令和2年度が29件、令和3年度は35件と増加している状況である。今年度の4月以降は、小・中学校で8件、高等学校で5件、合わせて13件の懲戒処分を行っており、そのうち2件が生徒に対するわいせつ行為による懲戒免職処分という非常に厳しい状況にある。本来、子供たちを守り育てる立場にある教員がこのような行為を行うことは断じてあってはならず、言語道断だと考えている。いわゆる性暴力は、子供の尊厳と権利を著しく侵害して、生涯にわたって回復しがたい心の傷を与えるもので、決して許されることではない。保護者の皆様には大変な御心配をお掛けし、県民の皆様の教育全体に対する信頼を大きく失墜させることになっており、改めて心からお詫びを申し上げます。子供たちは、埼玉県、未来の我が国を背負って立つ大事な宝である。そして教育は、教員と子供たち、学校と保護者との信頼関係があって初めて成り立つ営みだと考えている。そうした意味でも、教育に対する県民の期待を裏切る教職員の不祥事は、何としても防いでいかなければならないと強く決意している。埼玉教育の進展のため、引き続き、委員の皆様のお指導をいただきながら、不祥事の根絶に向けて取組を進めていく。

中屋敷委員

そのような決意をずっと持って取り組んでいるのだらうと思っている。我々はこの場でそのような話を伺うが、埼玉県教育委員会として、そのような姿勢を外部に伝えていくことも重要である。どのように工夫して伝えていくのか。

教育長

教職員向けのメッセージを発信して不祥事の根絶に取り組んでいるところであるが、外部、県民、あるいはより広い範囲に向けて発信することについて、しっかり検討し、前向きに取り組んでいく。

【所管事務に関する質問（特別支援学校不足教室解消の取組について）】

秋山委員

- 1 文部科学省発表の教室不足数調査について、埼玉県の不足教室数は191となっている。そのうち、令和6年度までに解消が計画されている教室数が92となっているが、この92教室の学部ごとの内訳を伺う。また、残り99教室の不足をどのように解消していくのか、見通しを伺う。
- 2 今定例会の一般質問において、教育長が「教員が教育活動を行うに当たって工夫する必要がある、例えば会議室などの転用分については、191の不足教室数に含まれている」と答弁されたが、この191の内訳を伺う。
- 3 知的障害特別支援学校で、過密解消は特に課題になっている。川口特別支援学校、春日部特別支援学校、三郷特別支援学校、大宮北特別支援学校、上尾かしの木特別支援学校、所沢おおぞら特別支援学校、草加かがやき特別支援学校、入間わかき高等特別支援学校の8校は、300人を超える在籍者数を持つ知的障害特別支援学校だが、ここに不足教室が集中しているのか。
- 4 文部科学省は、校舎と運動場の必要面積を満たしている学校数を示している。埼玉県は特別支援学校が47校あるが、必要面積を満たしている学校が17校だけで、残り66%が満たしていない。これは、全国ワースト1位である。全国的に増え続ける児童生徒数に見合った特別支援学校の新増設が、全国に後れを取っている結果ではないかと考えるが、どうか。

5 2013年から2022年の10年間で、県立特別支援学校の在籍者数は、6,513人から8,174人と1.26倍になり、知的障害特別支援学校に限れば、4,936人から6,646人と1.35倍になっている。この間、小・中・高等部の対象の学校の新設は、2013年度の草加かがやき特別支援学校を最後に10年間なかった。この10年間で知的障害特別支援学校の小学部は1,254人から2,355人の1.88倍、中学部は981人から1,309人の1.33倍、高等部は2,701人から2,982人の1.1倍となっており、小学部・中学部の児童生徒が急増している。教育委員会も努力し対応しているが、高校内分校の設置など高等部が中心となっている。来年度、小・中学部がある岩槻はるかぜ特別支援学校が開校するが、これだけでは小学部や中学部の児童生徒の増加に追い付かない。小・中学部も対象とした学校の新設で教室不足解消を急ぐ必要があると思うが、どうか。

特別支援教育課長

- 1 小学部が9教室、中学部が7教室、高等部が76教室である。現在、県では、令和4年度から令和6年度までを計画期間とする「埼玉県特別支援教育推進計画」を策定し、この計画期間中において、92の教室不足の解消を図る予定である。令和10年度に供用開始を目指して整備を進めている川口特別支援学校の増築などを含めると、計画期間後において、更に53の教室不足の解消を見込んでいる。まずは、この計画の着実な実行を図るため、新校の設置、高校内分校の設置や校舎の増築など、効果的なあらゆる整備手法を検討し、過密対策を進めていく。その後の特別支援学校の整備に当たっては、教育的ニーズや施設の状況などを総合的に勘案し、効果的な整備手法を選択しながら、特別支援学校の過密解消に取り組んでいく。
- 2 多目的室などの特別教室の転用、会議室などの管理諸室の転用、教室の間仕切りなどとなっているが、そのうち大部分を占めるのが特別教室の転用であり、93教室となっている。
- 3 令和3年度の調査時点で、在籍者数が300人を超える学校は、春日部特別支援学校、大宮北特別支援学校、上尾かしの木特別支援学校、草加かがやき特別支援学校、入間わかくさ高等特別支援学校、所沢おおぞら特別支援学校の計6校だった。教室不足数は60教室で、割合は約31%であった。令和4年度で300人を超える学校は、川口特別支援学校と三郷特別支援学校の2校が増え計8校となり、教室不足数は90教室で、割合は47%になる。
- 4 特別支援学校の教室不足については、非常に大きな課題だと受け止めている。施設整備に当たっては、適切な施設や敷地の確保、予算の確保など様々な課題があり、慎重な検討が必要なため、時間を要するものと認識している。「埼玉県特別支援教育推進計画」の着実な実行を図るため、新校の設置、高校内分校の設置や校舎の増築など、効果的なあらゆる整備手法を検討し、過密対策を進めていく。その後の特別支援学校の整備に当たっては、教育的ニーズや施設の状況などを総合的に勘案し、効果的な整備手法を選択しながら、特別支援学校の過密解消に取り組んでいく。
- 5 知的障害特別支援学校の直近10年間の学部別の増加状況は、小学部が最も高く1.88倍となっており、小学部の過密は喫緊の課題と認識している。そこで、県では、来年度開校予定の岩槻はるかぜ特別支援学校の整備のほか、小・中学部設置校である大宮北特別支援学校、川越特別支援学校及び三郷特別支援学校の校舎の増築を進めてきた。さらに、高校内分校の整備を図ることにより、高等部段階の生徒を分校で受け入れることで、小・中学部も有する既存の特別支援学校の生徒増への解消効果も期待できる。また、同じく小・中学部設置校の川口特別支援学校には、令和8年度及び令和10年度の

供用開始を目指し、新たに校舎2棟の増築を計画している。今後も、学部別の児童生徒の増加の推移や各地域の過密の状況などを総合的に勘案し、新設校の整備を含め、高校内分校の設置や校舎の増築など効果的な手法を選択しながら、特別支援学校の過密解消に向けて取り組んでいく。

秋山委員

岩槻はるかぜ特別支援学校が、小・中・高等部対象の学校としては10年ぶりに新設される。先日、春日部特別支援学校を視察したが、同校が開校することで80人程度が移ると聞いた。上尾かしの木特別支援学校も同様に、80人程度が同校に通学することになり、周辺の春日部特別支援学校や上尾かしの木特別支援学校の過密が、解消まではいなくても改善されていく。また、魅力ある高校づくりに取り組む中で、賛否はあるが、県立高校の閉校施設を活用するという手段も、地元根付いてきた学校が、再び同じ教育目的で特別支援学校として使用されるということであれば、県民の理解も得られやすく、非常に効果的ではないかと考える。新設校の増設で教室不足を解消すべきと考えるが、教育長の決意を伺う。

教育長

子供たちにはできる限りゆとりある教育環境の中で、のびのびとした学校生活を送ってほしいと考えている。委員御指摘のとおり、県立特別支援学校における教室不足は早期に解決すべき重要な課題と受け止めている。閉校となった施設の活用については、県でもこれまで高校の閉校施設を活用し、深谷はばたき特別支援学校、入間わかくさ高等特別支援学校、上尾かしの木特別支援学校などの建設をしてきた。さらに、地元の小学校の閉校施設を活用し、草加かがやき特別支援学校を設置した。閉校施設などを利用することは、整備手法の一つとして効果的なものであると考えている。引き続き、県有施設等の活用による新校の設置、高校内分校の設置や既存の校舎の増築など、効果的な整備手法を様々検討する中で、特別支援学校の過密解消に積極的に取り組んでいく。